

どもある公的年金は頼りになる存在と、私は確信をしております。どうか、市民の理解を深めていくことが大事でございますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 報告します。大部初幸君から早退の届け出がっております。

再開します。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、一言市民の代表として行政の方をお願いしたいことがあります。

私は、厚生施設を5月の1日から始めてるんですが、1カ月ほど前に福岡から成年後見人のついた方を入所させたんですが、福岡の後見人の方から対馬のほうの後見人をお願いしてもらえないだろうかということで、本庁の担当課の部長さんにお会いしたんですね。ところが、その成年後見人制度というのを全然わかってない部長さんで、私は、そこで大きな声でどなりましたが、担当課の部長たる者が成年後見人制度ぐらいわからないで部長をしてあるということは、本当に情けないことだと思いました。

それで、ここにおられる部長さんクラスもそうですけど、もうちょっと勉強をされて、市民の方から聞かれたときにはきちんと答弁のできるようなお勉強していただきたいと思います。お願いしておきます。

以上です。

一般質問に入らせていただきます。通告をしておりました対馬いづはら病院跡地利用についてお尋ねします。

私は、この1年間、巖原市民の一番注目しておりますいづはら病院跡地利用について市長にお尋ねしてまいりましたが、市長の答弁が、1年以上たちましたが、全然進歩がなく、くどいようですがもう一度、今回一般質問をいたしました。巖原市民の一番注目していることなので、今回、何回もしているということを言われましたが、また一般質問させていただきましたので。

今回の市長の行政報告でやっと法人名が、1年3カ月にわたって質問してまいりましたが、上

がってまいりました。市長は、和白病院のことを発表されましたが、これは県や国と和白病院と協議の上で今回発表をなされたのですか、お答えください。今回の発表は、和白病院の許可をもらって発表されたのでしょうか。それもお答えください。

和白病院に、私がきのう電話をいたしました。和白病院の理事長はノーコメントということでしたが、恐らく私は協議はできてないのではないかと考えております。病院を残す場合は、県の許可が必要なのですから、県との交渉が終わってから発表すべきじゃなかったんじゃないかと私は思います。

今まで市長は、県や病院企業団は関係ない、国と直接交渉しているんですからということは何度も言ってこられたんですが、これは真っ赤なうそで、県が国に書類を出さないと許可が出ないはずなんですよ。それを、ぜひとも国に直接交渉してるということをずっと言ってこられました。議事録を何回か読み直してみましたが、ほとんどそれを言うてあるんですが。国に、市から直接交渉ができるもんなんですか、それもお答えください。

もう一つ、12月に県に病床数の変更を出しておられますが、どこまで進んでいるのかお答えください。

次に、対馬市の指定管理についてお尋ねします。

この問題は、私は6月の議会でやることにしてたんですけど、時間がありませんでしたので、今回に持ち越しました。対馬市の大事な財産を指定管理させている市長の親戚の社会福祉法人梅仁会の不祥事についてお尋ねします。

3月17日、長崎地裁厳原支部の社会福祉法人梅仁会に対して330万円の賠償命令、元市議に対して20万円の賠償命令が出ておりますが、対馬市として市長はどのような処理をされたか、どのような処分をされたか、詳しく御説明をお願いいたします。この社会福祉法人梅仁会の件に関しては新聞報道も大々的にされておりますので、対馬市民が注目しておりますので、きちんとした御答弁をお願いいたします。

私は、こうして1年以上、いづはら病院跡地利用について質問してまいりましたが、1年以上勉強した結果、市長の答弁が、偽りの答弁がかなりあるということがわかりました。それで、今度は偽りじゃなくて本当の答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3番議員の御質問に答えさせていただきます。

偽りの答弁があるとおっしゃられました。私は真摯に答えてるつもりでございます。6月議会において偽りの質問をされたことも、今、ふとよぎりました。そこについてのお話は抜きで物事が進むのはいかがなものかなというふうに思います。

いづはら病院の跡利用につきまして、まずもって答弁させていただきますが、これにつきましては、昨年の12月、跡利用の検討委員会のほうから提言がありました医療施設と介護施設を併設した施設を整備をしていくというふうな方向で物事を進めておるところであります。

今回の行政報告の中で、福岡和白病院を経営をしてある池友会というところが、一般病床10床、そして回復期の病床50床、それと外来というような形を基本としながら、あの跡利用を組み立てていきますというふうなことであります。

この問題について和白病院の許可を得ているのかと、発表について、相手と大筋合意ができましたということをおっしゃいました。合意ができましたということは、当然ながら許可というのはいくらも持っているというふうに思っております。

一民間団体における理事長さんがノーコメントとおっしゃられた一因は、私はわかりませんが、私どもはこのことについて一定の合意をいただき、そして市民が待ちかねている問題でありますので、市民に向かって発表をしてよろしいでしょうかということを理事長さんに直接私も聞きながら、この問題出してもらって結構ですというふうなことまでいただいた上で、皆様方市民に対しても発表をさせていただいたということでございます。

もう一点の、国と直接交渉をするからというふうな発言がたびたびあったとおっしゃられました。いや、その解釈が違います。厚労大臣といえますか、厚労省において、医療法の特例措置を認めていると。だから、しかるべき流れの中で最終的には、そのやり方っていうのがあるんですよと。

私が直接交渉するなんていう言葉は一言も言ったことはありません。それは歪曲した解釈のやり方じゃないかと思っておりますので、よく読み込んでいただければと思っております。大きな間違いをされてます、それは。私は一回も国と直接交渉するなんてことは言ったことはありません。

医療計画の見直しというのは、当然、県がそこには絡んできます。そして、そのどういうふうなベッド数が必要かということについて、県と私どもはずっと協議を進めておるところであります。そういう中で、どういう形のものが入ってくるかを皆さんにお示しする中で、今から県のほうとも、この厚労省の平成18年通知でしたか、その特例に向かって走り始めるというふうなことで物事を進めているというふうに御理解をいただければと思っております。

次に、2点目の社会福祉法人の梅仁会の不祥事についてというふうに通告がっております。

これにつきましては、本年の3月18日付の長崎新聞の記事に出ておりましたが、社会福祉法人の幹部の元市議に全身マッサージを強制されるなどして精神的苦痛を受けたとして、元その法人職員の女性が慰謝料などの損害賠償を求めた訴訟の判決によって、3月18日長崎地裁厳原支部は訴えを認め、法人などに約330万円、元市議に20万円の支払いを命じたと。法人は適

切な職場環境を提供する義務を怠った過失があるというふうに報道には出ておりました。

この社会福祉法人梅仁会の指定管理の状況でございますが、対馬市が社会福祉法人梅仁会に指定管理者制度で運営を委託をしている施設は養護老人ホーム丸山と公園施設であります対馬市ファミリーパーク、それに温泉施設のほたるの湯の3カ所でございます。

養護老人ホーム丸山につきましては、平成14年度に対馬総町村組合が設立をし、梅仁会に運営を管理委託契約で委託をしているというふうな状況です。その後、平成16年3月から、皆さん御存じのように、対馬市の合併に伴い、21年3月まで運営を指定管理者制度で委託、さらに21年4月から平成31年3月までの期間の2回継続更新をしております。

次に、公園施設対馬市ファミリーパークにつきましては、平成14年4月に開設をし、財団法人峰町総合開発公社に平成19年6月まで管理を委託契約で委託をしております。その後、指定管理者制度により公募を行い、2者からの応募がありましたが1者が辞退をされ、審査の結果、平成19年7月から平成24年3月までの5カ年間を指定し、その後期間満了に伴い、前回同様公募を行い、平成29年3月までの5カ年間指定をしているところでございます。

温泉施設ほたるの湯につきましては、平成17年3月に開設し、当初直営で運営をしておりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る目的で規定により公募を行い、1者からの申請があり、審査の結果、平成21年4月から平成26年3月までの5カ年間指定を行い、その後指定期間満了に伴い、前回同様公募により、平成31年3月までの5カ年間指定を行っているところでございます。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識をしておりますが、養護老人ホームにつきましては、入所施設でもあり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設でもあり、また、利用者の利益保護を図る上において非公募という形をとらせていただいております。

なお、継続更新に当たり、法人の事業実績及び事業計画並びに経営状況等を指定管理者選定委員会で選定基準に基づき審査をし、指定管理者として妥当であると決定をし、指定をしているところであります。

この指定管理者制度による指定管理者の取り消し要件というものは、地方自治法244条の2の第11項に、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すか管理業務の全部または一部の停止を命ずることができるというふうに定められております。

具体的には、指示に従わず住民の利用を拒んだり、利用に当たって差別的取り扱いをした場合、あるいは指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合など公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる、または生じるおそれがある場合を指すものであります。

また、指定管理基本協定の第13条に、対馬市は法人が指示に従わないとき、その他法人の責

めに帰すべき事由により管理業務を継続することが適当でないとするときは指定を取り消し、本協定を解除することができ、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるというふうに定めております。

今回の裁判案件に伴う社会福祉法人梅仁会に対する処分については、関係法令の規定に抵触する行為には当たらないと判断をしております。さらに、正当な理由もなく対馬市から一方的に指定を取り消した場合は、指定を取り消された法人のほうから指定の取り消し訴訟や国家賠償法に基づく損害賠償請求の対象となるということも想定をしております。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ありがとうございます。

対馬市いづはら病院跡地利用について病床数の変更の要望書を県に出しておられますが、何か言ってきましたかと、私は3月、6月の議会でお聞きしましたら、何も言ってきてないという答弁でしたが、皆様のお手元に証拠として出しておりますが、議長と市長が12月に要望書を持っていかれた後、県のほうから返答が来てるんですよ。それを、この前の議会でも言われて、私をうそつきと言われましたが、来てる書類を皆様のお手元に渡してますので見てください。ちゃんと送付と書いてありますので。それを、何でそういうのが来てるのに、3月も6月も来てないと言われたんですか。部長も言われましたよ。

皆様のお手元見てください。5ページの下から5行目だったと思います。

市長と議長が県に行かれたその後、病床数に関するその要望、大臣会議に必要な項目を送付って書いてあります、ちゃんと。だから、証拠はそこにあります。だから、これが来てないということ、3月の議会も6月も言われたんですが、医療政策課がこれほうそのファクスを流してきたんですかね。

だから、あなたさっき、私にうそつきって言われましたけど、あなたこそうそつきじゃないですか。ちゃんと皆さんにお渡ししてますから見てください。

6月16日、医療対策室より山田県議宛でのファクスを見てください。市長及び市議会議長が県に要望、この後、対馬市医療対策室へ特例の大臣協議に必要な項目などを送付とはっきり県は書いています。市長の答弁は、3月も6月も来てないといいましたよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この、まだどこか、私も書類、今もらいましたので、何ページっておっしゃいましたっけ、5ページ。

○議員（3番 入江 有紀君） 下から3行目です。資料5ページの下から3行目をごらんください。

○市長（財部 能成君） 要望書の回答ということではこれなくて、何か項目等の送付ということですので、正式な何もこれ回答ということではないんじゃないですか。私ども、だからこういうものは、私のほうにも何も決裁でも供覧でも上がってきてるわけではありませんで、その当時。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 回答とは言ってませんよ、私は。何か言ってきてますかという、あれをしたはずですよ。県のほうから何か言ってきてますかって。3月も6月も何も言ってきてません。そしたらですよ、何も言ってきてないなら、何で26年2月21日、対馬市医療対策室と協議、26年4月11日、副市長と協議とありますが、何も言ってきてないなら、何で行くんですか、県に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務打ち合わせは、当然職員はやってきましたよということを行いましたよ。その中の事務の中のこのやり取りことなんじゃないんですか。私どもに正式に何もこういうことを回答ということでは返ってきたわけでもありません、私どもに対して。

だから、職員との間で何かのこのどのようにこの後の、何ですか、ここで言う特例の協議に関することをどう詰めていけばよいかという話し合いを始めたということじゃないんでしょうか。そのように解していただければ助かりますが。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか。ちゃんと、もう県が、医療政策課がうそをつくんですか、これ。何も言ってきてないと、私、そういう返事を聞いてないんですよ。要望書を出した時点で、何か言ってきてますかって言うたんですよ。何か言ってきてますかって言うから（発言する者あり）待ってくださいよ、まだ。（発言する者あり）人が言いよるのに。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。ちょっと質問まだありますか。

○議員（3番 入江 有紀君） 何か言ってきてますかということに対して、書類が来てますかとか言ってないです。3月も6月も何か来てますかっていうことに対して何も言ってきてないと言ったんですよ。何も言ってきてない人が2月21日に医療対策課が県に行って、それから4月11日に副市長が県に協議に行く。何か言ってきたから行ったわけでしょうが。そしたら、何か言ってきてるやないですか、うそばかりついてから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 厳正なる中でうそとか言うのはあまりあれですが、私どもうそを言うつもりはありません。

○議員（3番 入江 有紀君） あなたが言ったじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。

○市長（財部 能成君） この回答が返ってきてますかというふうに、たしか言われたと私は理解をしておりますよ。そういう中で、私どもは文書で返ってくるのが普通だと思いますので、私どもは何も来てませんよっていうことを言わせていただきました。いや、そういうふうにしか記憶はありません、私には。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言いますけどね、来てるんですよ、現に。そして、医療対策課にも尋ねたら、ファクスでは流しましたから、それはもう隠すことはできません、山田県議宛てに流してありますからっていうことで、医療政策も言ってるんですよ、もう出しましたということ言ってますから、それを来てないというのは大きなうそじゃないですか。人のことをうそつきよばわりしたけど、あなたもうそついているんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こういう論議が、ここでいいのかわかりませんが、6月のことを私は言いましたのは、あなたが20日行ったとか言うのが、それは医療政策課も病院企業団も一度もお見えになったことがないというお話があったから、私はそれは虚偽の質問じゃないかという意味で報告をさせていただいたところでありまして、そこが、今のこのいづはら病院の跡地の次なることに対して、私は決して大切なことではないような気がいたします。

今、市民が求めているのは、どちらがうそかとかいう話じゃなくて、いづはら病院をどのような形で、どのように残していくかということ論議をすることが、私は今求められているような気がいたします。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなこと言わなくてわかってますよ、誰でも、そのぐらいのことを何や、ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

あなた、ぜひとも、もう私は会議録読んでみましたけど、「病院企業団や県は関係ありません。僕は国と交渉してます」会議録に書いてあるんですよ。さっき言われたけど、そうじゃないでしょう。県の医療政策課に書類を出して、それを国にお伺いを立てて、それから医療審議会にかけて。それからまた国に出すんですよ。全然、あなた、病院企業団も関係ない、県も関係ないって言ったじゃないですか。県の許可がないと病院はつukれないじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 病院企業団は直接的には、この医療法の30条の特例の問題には直接的には関係はないというふうに思っております。医療計画の見直しをするのは県のほうであります。病院企業団というのは、あくまで公営企業法に基づく団体でありますので、県とは明らかに違う団体というふうな意味で、病院企業団は医療関係をやっている団体という意味でございます。

冒頭言いましたように、医療計画の見直しを最終的に判断をされるのは国のほうの問題でございます。当然、その間には県が関係はしてきますし、県のほうが出してはいただかんばいけませんし、県の中の医療審議会等々もでございます。それらのことはありますが、あくまで国の方の厚労省通知に基づいた手続に向かって巖原市民の思いを遂げていくということをやっているというふうな話でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 県の医療政策課と話をしたんですが、12月に医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくよう依頼しておりましたが、9月2日までの段階で、まだその書類が、まともな書類が上がってきてませんということだったんですけど、9月3日の1時過ぎからやっと上がってきましたと言われるんですが、去年の12月から交渉に入って、何でその不足した書類を約9カ月ですけど放ったとったんですか。何で持っていかないんですか。今ごろになってから、もう来年が、5月に開院になってから、今ごろ持っていくんですか、県には。

それで、今まで持ってきた書類では不足をしておりますから、あとの不足した書類を出してくださいとお願いしてますけど、9月2日まではまだ上がってきてませんと。9月2日の言葉で、「あした市から持ってこられます」と。でも、その書類が確実に医療審議会に出される書類かどうかということはいけませんから、まだ、なかなかこれは話が進みませんということなんですよ。

だから、そんなに9カ月も、12月に行ってきたのを9カ月も何で放ってたんですかということですよ。早く、来年の5月開院なら早目に書類を出して、どうしてどンドン話をしてないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 要するに、ベッドの数の考え方っていうの、ずっとそこに患者さんが入所されるわけではなくて、回転をしていかれるし、その病態によって入院日数っていうのは違っていきわけです、それらのことを考えますと、単純にベッドを、すぐに今という根拠をつくり出すというのは大変な作業だということもひとつ、まず理解をしていただきたいと思います。

それともう一点は、次なるところがどういうふうな形で医療を提供してくれるかと、要するにベッドの割り振りの問題、それとも絡んできます。要するに、そのベッドによっては70日のベッドもありましょうし、十七、八日のベッドもありましょう。そのために、どれだけの不足が逆にしていくか。

それともう一点あるのは、統合病院の話がございます。統合病院のほうはベッドの考え方というのが、社会保険診療がどんどん今変わっております。そういう中で、どういう形で組み立てていくかということ、基幹となる病院も実はこの時期、最近まで迷ってたということもあります。

私どもは早くにそれを決めてもらわないと、補完する立場であるいつはら跡の病院のことが定まっていけないということもあり、いろんなことが絡んでくる中でのこの問題は延び延びになってきているということも御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 新病院が来年が開院になるんですが、対馬で一番人口の多いいつはら病院をなくすということが厳原市民のために、どんなに厳原市民が苦しんでいることかということを知っておられますか。そして、透析患者だけでも厳原町だけで53名の患者がいらっしやいます。その透析は南部市民はもちろんのこと新病院までも行くのは大変ですよ、3日に一遍の。それは、市長はどんなにお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在のいつはら病院に透析のベッドが2階につくられて、そこも行ってあります。25ベッドたしかあったらと思います。現在、対馬島内で101名の方たちが透析の治療を受けてあります。恐らく、早い人は2日に一回は受けられてるんだらうとは思いますが。

この状況の中で、新統合病院における透析の予定は40をされておられます。この数っていうので、本当に充足するのかというふうに私も疑問は持っております。単純に上のほうもございしますので、全部合わせると2日に一回といえば、回ることは回るんだらうとは思いますが、やはり長い時間の治療を必要とする透析でありますので、そこまでの移動というのが大変苦痛になっていくことも十分にわかっておるところであります。

そう考えますと、特に厳原南部地域にお住いの透析患者の方が何名かいらっしやいます。この方たちのことも考え、また厳原の中にも当然ながらいらっしやいますし、通うのがつらい状況までなっている患者さんもいらっしやいます。

これらのことにつきましても、池友会のほうにもお話はさせてはいただいておりますけども、当然ながら、統合病院の40ベッドの関係との問題もこれは調整もあろうかと思っております。これは、ベッドの数には入る話ではございませんので、十分に基幹病院である統合病院のほうとも調整をしながら、新たないつはら跡地の病院において透析のベッドが幾らかでもかなえられるように私は努めていこうと思って話はしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 厳原市民の方たちが、今、個人病院にずっと移りつつあるんですよ。新病院までは、もうバス代もかかるし、行けないからということで、個人病院が今ものすごくふえてるんですが、こうなると新病院が赤字になるんじゃないかと思うんですが、もし赤字になった場合ですよ、市長、この前、あなたはどこが負担するかわかりませんと言われましたよね、その赤字分を。勉強不足でどこが負担するかわからんと、あの6月議会で言ってありますが、も

し新病院が赤字になった場合は、どこが負担するんですか、言ってください。もう勉強してあるはずですので。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公営企業法のもとで、あの企業団はやっているということを私はそのときも言わせていただいたはずであります。赤字が出る形をとっていかないようにしていく、累積的にもですね、というふうに努めるのが公営企業の役割だというふうに思っております。

また、公立病院という意味合いもありますので、交付税への参入というのがあります。それらは市を通して物事が流れていくということも以前からある話であります。

運営ってということが、今もそれぞれの単年単年でいけば、病院が黒字になったり赤字になったりはしております。それらを私どもが赤字補填をしてるかというところとそういうわけでもありません。という考え方、基本にのっかっていったときは、私どもが補填をするということにはならないというふうに、私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 赤字が出たときには市が負担じゃないですか。何でそんなこと言うんですか。

それと、私は病院企業団の議事録を読ませていただいたんですけど、米倉企業長の言われたことを抜粋して読み上げさせていただきますが、いつはら病院跡に病院機能を残したいというのは、何で市長は企業長には一言も言ってなかったんですか。じゃ、そんな言われるなら読み上げますよ。

米倉企業長は、「いつはら病院の今後を非常に心配している。いつはら病院の機能がゼロになるということは、巖原市民に非常に御迷惑をおかけすることになるんじゃないかと心配している。しかし、対馬市はいつはら病院跡を空にして明け渡してくれればいいというだけのことしか私には言ってこないし、何か巖原町民が医療に困るようなことがあってはならないので、私に何か跡地利用の提言をお願いされるということが一切ない。」という趣旨の発言をしておられますが、選挙公約で2年半前に言っているのに、米倉企業長に話を持って行ってないのですか。

いつはら病院を残すということは選挙公約だったわけですから、早目に病院企業団にお願いすればよかったんじゃないかと私は思います。いつはら病院存続を考えているが、その対応策については相談が全くないので、企業長が言うておられますが、どうして市長は相談しないのですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては、何度となくこの場で言ってきたと思います。

米倉企業長が就任をされた年の4月に、こちらにお見えになりました。そのときのいつはら

病院の会議室でお会いしましたが、その前の前任の矢野企業長さんがおられたわけですが、新しくなられたということで、私ども対馬市はこの建物についてはケアミックスという方法で物事を組み立てていきたいというふうに考えておりますということは明確にお伝えをしております。そして、ほかの人もいらっしゃいました、その席には。そのことは何度となくここで私は言ってきましたよ。何で、私もこの議場で物事を言ってることは、事実をお伝えしてるつもりです。それを信じていただけないと、次の物事は進んでいかないと思うんですが、それは言ってるんですよ。

そして、その後においても、米倉企業長は、こちらにお見えになることもありました。私が向こうに行くこともありました。その場でも、この問題については言ってます。

ただし、一つ言えることは、病院企業団がああ施設を全部介護施設にするべきだという方向を出されてるわけですね。ところが、今、市民は思ってるのは、病院施設等がやはり必要なんだという市民の思いがあると。それ、だから私はケアミックスでいこうじゃないかという話をしておるわけで、病院企業団の基本的な考え方と私ども対馬市の考え方は違いがありますから、だから別の法人を見つけに走るといふふうなことになったということで理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この会議録では、米倉企業長には市長は一切相談してないじゃないですか。この会議録はうそが書いてあるんですか。（発言する者あり）してないじゃないですか。対馬市からは頼まれておりませんと書いてあるじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） だから、言いましたように、あの施設の跡を利用することについて私は病院企業団は方向が違いますから、何も頼んではおりません。それは事実です。跡利用を病院企業団に頼むという状況ではないと思っております。だから、別のところをお願いをするというふうなことで組み立てをしている次第です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 別のどこを組み立てるにしても、県に今ごろになって書類を、9月3日になって持って行ってですよ、来年の5月開設に当たって、12月から言ってきたのを出してなくて。県のほうの意見としては、現在出てる書類では、一切これは医療審議会に出される書類じゃありませんと。それで、9月3日の日のお昼から書類を持ってこられますので、それを見て、また決めますということなんですけど、何で早目にそれをずっとしないんですか。病院を残したいなら、来年の5月が開院なら早目に巖原市民の人のためにということを考えなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この質問についての答弁は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

○市長（財部 能成君） いえいえ、私が言っていることも御理解いただきたいと思っております。

以上です。（「全然理解できません」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長の言ってることは、ああ言やこう言い、ああ言やこう言いです、もうみんながわかっていますから、対馬市民が。何で市長はあんななんですかと。本当、市長になられたときはよかったんですけど、今はもうしゃべり過ぎて、うそばっかりついて、私思いますよ、そんなに。何ですか、それ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の発言は取り消してください。うそばかりついてっていう根拠なき発言は、私は取り消してもらわないと困ります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなら、さっき言われたことも取り消してください、私のことをうそつきと言いましたから。一緒でしょうが、それは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、6月の議会でみずから謝罪をされたと私は理解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか、人のことをうそつきって言うたりしするのに、自分のことをうそつきは取り消せとか。私は取り消しませんよ。言ってるじゃないですか、これ、おかしいじゃないですか、言われていることが。おかしいですよ、今から、今まで（「議長、やめさせんね」と呼ぶ者あり）

私は、ずっと1年間この病院問題について質問してきましたけど、いろいろ勉強したら市長の言っていることがおかしいことがあるんですよ、中身がずっと。だから、それは市民の方からも電話がかかってきて、あれは、市長の言っていることはすごいおかしいんじゃないですかとか来るんですよ。だから、ああ言やこう言い、ああ言やこう言われるのはいいけど、ちゃんとした答弁をしてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。うそつき、うそつきはちょっと不穏当な発言にもなりますので、今後、気をつけて発言をお願いします。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。

濟いません、梅仁会の件が、まだ時間がなくなりましたけど、どういう処置もしてないわけですね。不祥事を起こした社会福祉法人梅仁会に対しては、市としては何もしていないということですね。市民の人が注目してありますので、はっきりしてください、このことに対しては。社会福祉法人がこれだけの賠償命令が出たり、それからドーム型のサウナの中に職員を連れ込んでマッサージをさせたり、こんなことを施設でしていいんですか。そんな法人がまともなんですか、これは。それで、市が何もしてないということはおかしいじゃないですか、これは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げましたように、地方自治法に基づく中での指定管理の取り消し処分の範疇には当たらないというふうなことで私どもは解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 幾ら親戚でも、そういうことをちゃんと処分をしないと、対馬市民は新聞報道でわかってるんですよ。「ああ、やっぱり親戚だから何もしなかった」そういうことになってしまうんですよ。あなた親戚主義じゃないですか、ずっと。

今度の丸山の件でもそうじゃないですか。丸山の件でも3月17日に賠償命令出てるんですよ、これは。その後に、4月1日から非公募で渡しているじゃないですか、ちゃんと。そして、峰の杜の件もそうですけど、峰の杜を公募した時点で、もう小屋があったところも解いてるんですよ。それが、まだ梅仁会に移る前に、もう小屋の造成をしてるんですよ。だから、もう梅仁会にやるということは決定しとって、8会社応募したんですよ。それで、くじ引きにせえということでもめたんですが、くじ引きにせんで、梅仁会にやったんです。だから、そのときは1時間半もめたんです。これは、不公平にならんようにくじ引きにしてくださいということでしたんですけど、それもくじ引きにせんで、梅仁会にやっつてもうた。そのときは、もう土地の造成ができてたんです。だから、その証拠も全部持ってますので、だから、そういう身内主義の政治は、もうやめてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりの問題については、私は身ぎれいに物事をやりたいというように思っておりますし、選定委員会等はできて、プレゼンテーション等をされた上で物事がほかの案件についてはしておりますので、ほかの案件についても選定委員会のほうに、それについては委ねております。

今、おっしゃられた小屋のことですか、よくちょっと、私もそれについては存じ上げない問題であります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は、この梅仁会の問題に対しては、神に仕える巫女さんを、職

員をドーム型のサウナの中に油を塗ってマッサージをさせる。そういうような本当、女として許せることじゃないんですよ、これは。だから、そういうことをした社会福祉法人に330万円の賠償命令が出てるんですから、何かの処分をするのが当たり前だと思うんです、これは。

それで、対馬市民は注目してますよ。いつやりますか、いつやりますかということで。だから、このテレビは、おそらく視聴率がぐっと上がってると思いますよ。何がおかしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭、申し上げましたように、私どもの市のほうの指定管理の関係でいきますと、管轄が及ぶ範囲ではないんだというふうな法的な話がございますし、また、そのような処置をした場合の指定の取り消し訴訟だ、国家賠償法に基づく損害賠償請求ということも想定される事案だということも十分に御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江 有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 済いません、もういろいろ言いましたけど終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

.....
○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は、1時から再開します。

午前11時55分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております13番議員の小宮教義でございます。

きょうは、昼1番ということで、眠たい時間ではございますが、消防長、眠たい時間ではございますが、私の持ち時間は50分でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

きのう、皆さんもそうでしょうけども、朝6時からテレビ放送がございました。全米テニスの試合、決勝戦ですけども、日本の錦織さんが決勝戦に臨んだんですけども、かいたく敗れたわけでございますが、次の大会にはぜひ優勝をしていただいて、そして日本の国民に力を与えていただきたいと思います。

国際的な話になりますけれども、今、世界の海で、海の資源の枯渇が心配をされておられます。今月の1日に、福岡でクロマグロの捕獲制限に関する国際会議がございました。中西部太平洋ク